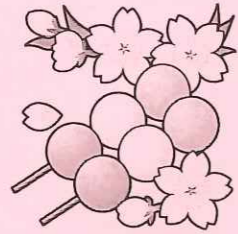
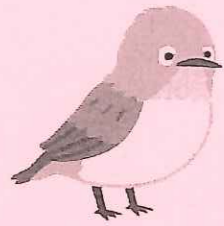


天寿荘ヘルパー便り



2018年 3月発行 261号
文責 天寿会 訪問介護課
金子由美子<74-3101>

「福祉用具について」

●福祉用具を使用出来る人は？

- 1、65歳以上の方で、介護もしくは介護予防が必要と認められた人
- 2、40歳～64歳の方で特定の疾病が原因で介護が必要と認められた人
- 3、介護認定によって、要支援1・2と認定された人
要介護1～5と認定された人

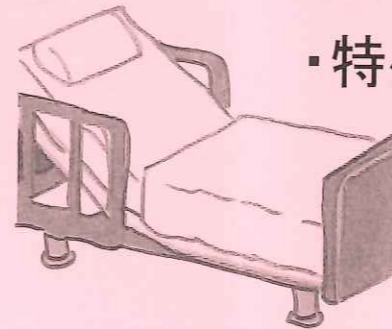
※要支援1・2の方や、要介護1の方は介護保険制度により利用できない物もあります。ケアマネージャーや市の担当窓口(福祉課)へ相談しましょう。

梅の花も咲き始め、春の気配が少しずつ近づいてきました。寒さも和らぎ、体も動きやすくなります。室内や外出先でも安全に過ごせるように、福祉用具を活用してはいかがでしょうか？

今月のテーマは「福祉用具についてです」

●福祉用具にはどのような種類があるの？

・特殊寝台⇒電動ベットとも言われ、頭元や足元の角度が調節出来たり、ベットの高さを変える事が出来ます。



・車椅子⇒長時間の移動が難しい方の移動補助用具です。自走式は自分で車輪を回せるようになっています。腕の力が弱く、自分で操作が難しい方は、車椅子を押してもらい移動する介護式車椅子があります。



・歩行器⇒一人で歩くのが不安な方の歩行を補うものです。押し車(シルバーカー)も歩行器の種類に入ります。



・シャワーチェア⇒頭や体を洗う際に座る椅子で錆びにくく軽いアルミ製の物が多くあります。

・手すり⇒ベットや布団からの起き上がり時に利用する置き型の物等があります。

